



NO. 7 7

N P O 神奈川県消費者の会連絡会

発行者 今 井 澄 江

週末消費生活相談は

Tel/Fax 045 - 314 - 5586

10:00 ~ 14:00

平成 1 8 年 7 月に出された 神奈川県消費者被害救済委員会の報告書から

(商品代金の支払いに関する信販会社との紛争事件)

紛争の概要

- ・ 申立て人は、平成 16 年 4 月に販社の担当者 A の訪問を受け、寝具等を割賦購入した。
- ・ 平成 17 年 6 月に信販会社から残高確認の通知が届き、割賦手数料が高額なので、一括で全額支払うこととし、信販会社の担当者 X に連絡し 7 月 4 日に来宅してもらった
- ・ X は持参した資料により申立人に説明し、申立人は、販社を通した(販社の了解を得て)一回払いへの組替えをすることにした
- ・ 販社に了解をもらうために、販社に電話をしたが、販社社長が不在だったので、そのまま X は帰った
- ・ 夕方、申立人に A から電話があり、状況を話したところ A が来宅することになり、電話の後、すぐに A は来宅した。A から「私が社長から全て任されていますから、後は私が全部やりますから。」と言われたので、申立人は一回払いへの組替え金額を現金で支払った
- ・ A からは「(事務手続きが終了した後の) 10 月分からは講座引き落としはない」と言われていたが、11 月に通帳を確認したところ引き落とされていた
- ・ 申立人は X に連絡したが「販社から一回払いへの組替えの話は聞いていない。月賦を引き続けると聞いている」と言われた
- ・ 販社には連絡がとれず、店舗には看板はあるものの誰もいない状況となっていた
- ・ こうして申立人は、商品代金の全てを支払ったにもかかわらず信販会社への債務が残ることになった。納得がいかず紛争となった

どうなったか 裏面へ

審議経過及び結果

- ・ 神奈川県消費者被害救済委員会は、平成18年2月17日に知事から本件の解決を付託され、直ちにあっせん部会を設け、あっせんによる解決を図ることとした
- ・ あっせん部会は、3月8日の第1回部会以降計5回の部会を開催し、この間、紛争当事者双方から事情聴取を行い、紛争内容について慎重に審議した。この中で、あっせん部会は信販会社と3回の話し合いを行い、その結果、信販会社から、申立人が信販会社へクレジット残金の1割である177,500円を支払うことで合意したいとの申し出があり、これに申立人が同意したので、申立人と信販会社との間において合意書を取り交わした

紛争に関する考察

- ・ 信販会社は、(1) 申立人への説明不足とその後の事態の確認をせずに放置したこと、(2) 販社社長からの電話連絡後にも月賦の継続を申立人に確認せず放置したこと、及び、(3) 信用上問題のあった販社を登場させ申立人と接触させたこと、に問題があり、適切に処理する責任があると考えられる。何重にもチェックが出来る体制が整っており、そのどれかでチェックが出来ていたら、このような不幸な事態は回避できたと考えられる
- ・ 当該信販会社だけではなく全信販会社に対して、(1) 加盟店管理の徹底、(2) 一回払いへの組替えの申出があった場合の処理手続きの明確化、(3) 販社への現金の支払いは厳禁である旨の徹底、及び、(4) 危機管理に対するシステムの再点検の検討、について改善を要望したい
- ・ 申立人は、販社に支払ったこと自体は善意で行ったものと認められ、何ら責任はない。しかし、支払い後、確認のために信販会社に対し、販社へ現金を支払った旨の連絡をしていれば、事態は防げた可能性がある。今後とも消費者力を向上させる努力をしてほしい。

気をつけよう・・・こんなとき

消費者 …… 信販会社 …… 販売会社

よく考えて、よく考えて、

それからでも遅くはないよ

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制

残留農薬等のポジティブリスト制が、平成 18 年 5 月 29 日に導入されました。

ポジティブ = 肯定的な = リストとは、従来食品衛生法で残留農薬基準が決められた農薬等以外は、原則規制が無きに等しかったのですが、すべての農薬に残留基準値が設定され、生産者等が残留値を守ることはもちろん、流通業者・販売者なども遵守する義務を課せられたのです。

世界で食用農産物に使用の認められている農薬（飼料添加物及び動物用医薬品を除く）は約 700 あり、日本で「農薬取締法」に基づいて食品生産のために使用が認められた登録農薬数は約 350 ありました。そのうち、「食品衛生法」で残留農薬基準が設定されていた農薬は 241 にすぎませんでした。



「食品衛生法」が 2003 年 5 月に一部改正されました。

一部改正にともない、食品衛生法の第 11 条に第 3 項が追加され、今まで残留基準の定められていない農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）を対象に、

- (1) 厚生労働大臣が定める人の健康を損なうおそれのないことが明らかな物質は除外。
- (2) 厚生労働大臣が定める人の健康を損なう恐れのない量を超える農薬等を残留する食品は、販売用に製造・輸入・加工・使用・調理・保存・販売してはならない、とするポジティブリスト制度を導入できるようにしました。

さらに、2005 年 11 月 29 日 厚生労働省は 3 つの告示をしました。

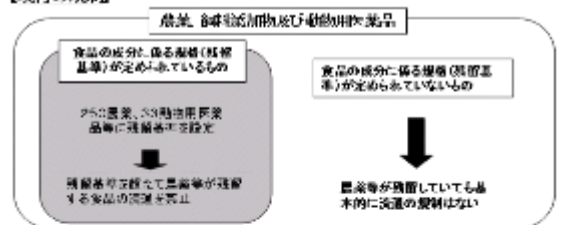
- (1) 除外物質として、ビタミン、アミノ酸、微量元素などの飼料添加物や、農薬として使用されているアザジラクチン、イオウ、塩素、銅など、65 物質が指定されました。
- (2) 一律基準値として、人の健康を損なうおそれのない量を 0.01ppm と設定しました。
- (3) 暫定基準として、
 - (a) 発がん性等の理由で ADI（1 日摂取許容量）を設定できないものは、検出されてはならない「不検出」農薬等として、抗生物質、化学合成抗菌物質、ならびに、除草剤の 2,4,5-T、アミトロール、殺菌剤のカプタホール、殺虫剤のクマホスや動物医薬品など 15 の農薬等が指定されました。
 - (b) 外国で登録され国内で登録されていないものも含め、715 の農薬等について、コーデックスや外国の基準も参考にして、食品の種類別に許容上限値である暫定基準を設定しました。

平成 18 年 5 月 28 日までに製造・加工された食品は、従前の基準が適用されます。

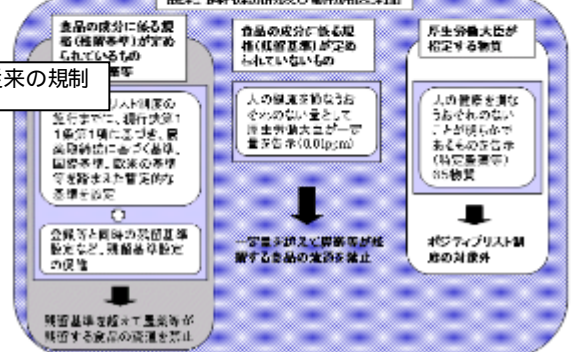
一律基準

国際評価機関や国内で評価された農薬等の許容量等と国民の食品摂取量に基づき検討を行い、0.01ppm（食品 1kg あたり農薬等が 0.01mg 含まれる濃度）と設定されました。これまでに残留基準があったものを含め 799 農薬等に残留基準が設定されました。

食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入
（改正食品衛生法第 11 条第 3 項）



【ポジティブリスト制度への移行後】……平成 18 年 5 月 29 日施行
農薬、飼料添加物及び動物用医薬品



※平成 17 年 11 月 29 日付付関係告示を公布

生鮮食品

平成18年5月29日以降に流通する生鮮食品は、残留農薬等のポジティブリスト制が適用されます。ポジティブリスト制度の対象は全ての食品なので、天然・養殖魚、食肉にも農薬等が検出された場合は、適用されます。

加工食品

加工食品は、原料で基準内か違反かが判断されます。原料が基準以内であれば、万一最終製品が基準違反でも規制が守られていると判断されます。

生産者

残留農薬等に関するポジティブリスト制の施行後も、これまでどおり、農薬使用基準を守って使用すれば、残留農薬基準を超えることは考えられません。ただし、隣接する農作物への飛散(ドリフト)をできるだけ少なくするよう、心がけることが必要となります。

スーパー(加工・流通)

残留農薬の違反があると、販売する流通業者や食品メーカーも影響を受ける可能性があります。日本チェーンストア協会では、参加の店舗に信頼のできる業者、トレースのできる業者から仕入れるようにと指導しています。

消費者

ポジティブリスト制で農業現場がいかに苦労しているかを知ることも「食の安全」のために必要なことなのです。農家がいろんな作物をつくり、観光果樹園が魅力的になるのを、ポジティブリスト制が抑圧するようなことにはならないのです。「残留農薬検査」は、最も安い検査機関で1検体3万円程度。一般的には、約400農薬対象の検査で1検体20数万円といわれています。これらの検査コストは、いずれ消費者が負担することになるのです。